

東近江市防災マップ更新業務委託仕様書

1 業務内容

本業務は、滋賀県が新たに作成・公表した洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域等を踏まえ、既存の防災マップの更新及び統合を行い、住民等が本市において想定すべき災害を把握し、風水害時及び地震災害対策の情報を理解するため、各種防災情報を表示したハザードマップの作成を行うとともに、災害対策基本法に関連する諸施策の見直しに伴い、策定するための基礎資料となる、施設情報の新たなデータベースを作成することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、東近江市（以下「発注者」という。）が実施する防災マップ作成等業務委託（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

3 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年2月17日までとする。

4 提出書類

受注者は、着手後及び完了後速やかに次の書類を提出することとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 担当技術者届
- (4) 技術者経歴書
- (5) 工程表
- (6) 業務完了届
- (7) 業務目的物引渡書
- (8) その他必要書類

5 貸与資料

本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。また、受注者が借り受ける場合、借用書を作成するとともに責任をもって管理するものとし、業務完了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 各洪水浸水想定区域（shape 形式）
- (2) 各土砂災害想定区域（shape 形式）
- (3) 各地震ハザードマップ（shape 形式）
- (4) 避難所一覧（CSV形式）
- (5) 要配慮者利用施設（CSV形式）

※貸与資料(4)については、防災地区、施設名称、電話番号、利用区分及び位置情報となる住所情報とする。

※貸与資料(5)については、施設名及び位置情報となる住所情報とする。

6 打合せ協議

受注者は、本業務実施に先立ち業務内容について、発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し発注者の承認を得なくてはならない。また、発注者が作業の進捗状況・作業手法等に関することが必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

7 成果品の帰属

本業務で履行した内容は全て発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者及び第三者に留保されるものとする。

8 受注者の費用負担

本業務において下記に記載のある事項については、受注者の負担とする。

- (1) 防災マップ作成に必要なソフトウェアの調達、地図利用に係る著作権及び使用ライセンスや複製利用の許諾に係る費用
- (2) 印刷及び消耗品等に係る費用
- (3) 要配慮者利用施設一覧データの作成に必要な情報源のライセンス及びその他の費用
- (4) 納品に要する梱包、送料等の費用

9 損害の賠償

受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。また、損害賠償金額の責任は、契約金額を上限とする。

10 成果品の契約不適合

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は契約不適合ではないものとする。

11 業務概要

本業務の内容は、以下のとおりとする。また、防災マップ作成に当たっては、日本防災士機構が認定する防災士の資格を有する者の監督により作業を行うこと。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理

- (3) 地図面の作成方針の検討
- (4) 啓発記事面の作成方針の検討
- (5) 版下の作成・校正
- (6) 作成した記事面・地図面の翻訳(4言語)
- (7) 要配慮者利用施設の情報取得
- (8) 印刷・製本
- (9) ホームページ掲載用データの作成

12 計画準備

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案に当たり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

13 防災マップの作成

防災マップ作成については以下の仕様とする。

- (1) 形態：A4冊子物（中綴じ）
- (2) 印刷部数：64,500部
 - [部数内訳]・日本語版：62,000部
 - ・やさしい日本語版：1,000部
 - ・英語版：500部
 - ・ポルトガル語版：500部
 - ・ベトナム語版：500部
- (3) 総頁数：52頁（表紙を含む）
 - [頁内訳]・防災情報地図頁：31ページ（図）程度
 - ・啓発情報記事頁：19ページ程度
 - ・その他（表紙等）：2ページ
- (4) 刷色：全ページ4色
- (5) 紙質：表紙マットコート紙46/135kg（菊/93.5kg）
 - ※加工/表1.4面PP貼（グロス）
 - 本文マットコート紙46/90kg（菊/62.5kg）
- (6) 防災情報地図の作成

掲載する背景地図については、住民等が避難計画等を検討するため、各々の住宅から避難場所までの避難経路が判別できるよう、道路形状や道幅等が詳細に記されている最新の地図を使用すること。また、縮尺についても1/10,000～1/25,000程度で全ての家形の形状が確認できるものとし、その他以下の内容に対応すること。

- ・家屋を含むほぼ全ての建物が家形枠で表記されていること。
- ・ほぼ全ての道路（有料道路、一般国道、県道、私道、農道等）が、現況に沿った幅で表現されていること。
- ・等高線、地形形状等、河川、沼地（ため池を含む）等が記載されていること。また、確認可能な用水路、細流等が記載されていること。
- ・隣接自治体が含まれる場合は空白とせず、同等の内容及び条件で、接続された状態で掲載すること。
- ・使用する背景地図には、直近3年以内（令和5年以降）に市内全戸を対象に現地調査、調整した地図情報を使用し、それを証明できること。
- ・使用する背景地図に必要なライセンス、複製利用の許諾において発生する費用等は受注者が負担すること。
- ・防災情報については、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難所等を「5貸与資料」を基に記載すること。
- ・「5貸与資料」に記載がない目標物等（警察署、消防署、医療施設、アンダーパス、交差点名称等の主要な目標物）の防災マップへの記載については発注者と受注者が協議の上決定することとするが、原則受注者が資料及び情報を準備するものとする。また、発注者が指定する目標物及び点等（指定避難所等）は、発注者が資料及び情報を準備するものとする。
- ・防災マップに記載する目標物等については、CSV形式又はShape形式で作成し、現在発注者が運用している統合型及び公開型GISシステム上に取り込める形式とするものとする。

(7) 啓発情報記事の作成

啓発情報記事面については、掲載する項目を災害ごと（土砂災害・風水害・地震等）に整理し、日頃からの災害への備えや避難所一覧等を含めた掲載すべき情報を発注者と協議の上決定する。

なお、それぞれの情報はイラストや図表を多用し、大きな文字フォントを使用するなど、高齢者や色覚弱者に配慮した色表現とし、分かりやすい内容とすること。

14 ホームページ掲載用データの作成

防災マップの全頁のデータを、発注者のホームページに掲載するため、インターネットにおいて閲覧可能なPDF、AI形式等による公開用データを作成するものとする。

15 翻訳について

日本語版で作成した記事面・地図面を各言語へ翻訳し、編集すること。対応言語については「13 防災マップの作成」を参照するものとする。また、地図面の翻訳は避難所等の主要データとし、大字名や目標物（寺社仏閣）は翻訳しないものとする。

16 要配慮者利用施設一覧データの作成

「5 貸与資料」の資料を基に、市内に 468 施設ある要配慮者利用施設（以下「市内要配慮者利用施設」という。）の風水害及び土砂災害の危険リスクの有無について、下記の留意事項を満たす情報源の利用又は現地での調査実施を行い、情報を取得して付与するものとする。

(1) 洪水浸水想定情報の取得

市内要配慮者利用施設に対して、以下の情報を用いて、風水害のリスクがある場所にあるか否かを判断し、どの程度の浸水深が想定されるか、情報を取得して付与するものとする。

- ・琵琶湖洪水浸水想定区域図
- ・日野川洪水浸水想定区域図
- ・愛知川洪水浸水想定区域図
- ・中小河川_洪水浸水想定区域図
- ・地先の安全度マップ
- ・東近江市雨水出水浸水想定区域図

(2) 土砂災害警戒情報の取得

市内要配慮者利用施設に対して、以下の情報を用いて、土砂災害のリスクがある場所にあるか否かを判断し、情報を取得して付与するものとする。

- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害危険箇所

(3) 施設情報の取得

市内要配慮者利用施設に対して、位置座標（世界測地系、緯度、経度、度単位）、施設の階数等の情報を取得して付与するものとする。また、その他必要とされる情報がある場合は、両者協議の上決定する。

施設の階数等情報については、発注者が指定する市内要配慮者利用施設に対して現地調査を実施し、道路や周囲からの外観目視により情報収集を行うものとする。

なお、受注者が上記と同様の手法により施設の階数等の情報を保有している場合は、その情報を利用することを防げない。

(4) 納品データの作成

(1)、(2)及び(3)で取得した情報を基に、要配慮者利用施設データを作成することとし、施設毎に管理コードを付与すること。また、データについては、CSV形式又はShape形式で作成し、現在発注者が運用している統合型及び公開型GISシステム上に取り込める形式とすること。

- (5) 発注者からの貸与については、原則「5 貸与資料」に記載している情報のみとなるため、その他本業務において「16 要配慮者利用施設一覧データの作成」(1)、(2)及び(3)の記載内容を満たすために必要な情報源、現地での調査実施をする際に使用する地図等のライセンス、複製使用料等は受注者が全て準備するものとする。

17 納品物

納品物は以下のとおりとする。

(1) 防災マップ（紙媒体） …… 一式

※50部を一束に梱包すること。

※「防災マップ」の明記、言語の種別、部数を記載し、納品すること。

(2) 防災マップ（電子データ）

ア ホームページ掲載用PDF及びAIデータ …… 一式

※「14 ホームページ掲載用データの作成」において作成したデータをCD-ROMに格納し、丁寧に納品すること。

イ 要配慮者利用施設一覧データ …… 一式

※「16 要配慮者利用施設一覧データの作成」(4)の条件を満たしたデータをCD-ROMに格納し、納品すること。

ウ 防災マップ作成に係るShapeデータ …… 一式

※「13 防災マップの作成」(6)の条件を満たしたデータをCD-ROMに格納し、納品すること。

18 その他遵守事項

その他遵守事項として以下を定めるものとする。

- (1) 業務遂行に当たっては、受注者が責任者を定めるとともに、貸与するデータ資料、成果物等の管理に万全を期すこと。
- (2) 発注者が受注者に対し貸与した物品については、本業務終了後、速やかに返却すること。
- (3) 受注者は、受注後の打合せ内容を反映した作業日程表や打合せ記録簿を作成し、提出すること。
- (4) 受注者は、本契約の履行に当たって知り得たことについて、他に漏えい又は引用してはならない。また、他の目的に利用してはならない。これを担保するため、受注者はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）承認取得者とする。
- (5) 受注者は、本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じたときは、その都度、発注者と協議すること。